3　管轄公共職業安定所の長は、第一項の規定により教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出した専門実践教育訓練受講予定者が教育訓練給付対象者であつて第百一条の二の七第二号に掲げる者に該当するものと認めたときは、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証（様式第三十三号の二の三）に必要な事項を記載した上、当該専門実践教育訓練受講予定者に交付するとともに、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一　第五項に規定する支給単位期間（既に行つた支給申請に係る支給単位期間を除く。第六項において同じ。）ごとに当該専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請を行うべき期間

二　第百一条の二の七第三号に掲げる者に該当するに至つたときに当該専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請を行うべき期間

4　管轄公共職業安定所の長は、前項第一号に規定する支給申請を行うべき期間を定めるに当たつては、一支給単位期間について、当該支給単位期間の末日から起算して一箇月を超えない範囲で定めなければならない。ただし、管轄公共職業安定所の長が必要があると認めるときは、この限りでない。

5　この条及び第百一条の二の十四において「支給単位期間」とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日又は当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「訓練開始応当日」という。）からそれぞれ六箇月後の訓練開始応当日の前日（当該専門実践教育訓練を修了した日の属する月にあつては、当該専門実践教育訓練を修了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

6　第三項の規定による通知を受けた第百一条の二の七第二号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者は、支給単位期間について専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二の四）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一　受講証明書（当該専門実践教育訓練を修了した場合にあつては、専門実践教育訓練修了証明書）

二　当該支給申請に係る支給単位期間において当該専門実践教育訓練の受講のために支払つた費用（第百一条の二の六に定める費用の範囲内のものに限る。）の額を証明することができる書類

三　教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証

四　その他厚生労働大臣が定める書類

7　第三項の規定による通知を受けた第百一条の二の七第三号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者は、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、教育訓練給付金支給申請書（様式第三十三号の二の五）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一　全支給単位期間における当該専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給に係る専門実践教育訓練の受講のために支払つた費用（第百一条の二の六に定める費用の範囲内のものに限る。）の額を証明することができる書類

二　当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等したことの証明

三　教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証

四　その他厚生労働大臣が定める書類

8　第六項の規定による教育訓練給付金支給申請書の提出は、第三項第一号に規定する支給申請を行うこととされた期間内にしなければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

9　第七項の規定による教育訓練給付金支給申請書の提出は、当該専門実践教育訓練を修了の上、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般被保険者として雇用された日の翌日から起算して一箇月以内（一般被保険者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練を修了の上、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して一箇月以内）にしなければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

10　教育訓練給付対象者は、第一項、第六項及び第七項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、第一項第三号、第六項第四号及び第七項第四号に掲げる書類のうち職業安定局長が定めるものを添えないことができる。

11　第十七条の二第四項及び第五項の規定は、第二項ただし書、第八項ただし書及び第九項ただし書の場合における提出について準用する。

第百一条の二の七を第百一条の二の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間）

第百一条の二の十　法第六十条の二第五項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　一般教育訓練を受けた者　三年

二　専門実践教育訓練を受けた者　十年

第百一条の二の六中「十万円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の三号を加え、同条を第百一条の二の八とする。

一　前条第一号に掲げる者　十万円

二　前条第二号に掲げる者　九十六万円（連続した二支給単位期間（第百一条の二の十二第五項に規定する支給単位期間をいう。この号及び次号において同じ。）（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であつて、支給単位期間が連続して二ないときは一支給単位期間）ごとに支給する額は、三十二万円を限度とする。）

三　前条第三号に掲げる者　百四十四万円（連続した二支給単位期間（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であつて、支給単位期間が連続して二ないときは一支給単位期間）ごとに支給する額は、四十八万円を限度とする。）

第百一条の二の五中「百分の二十」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率」に改め、同条に次の三号を加え、同条を第百一条の二の七とする。

一　法第六十条の二第一項に規定する支給要件期間（次号及び第三号において「支給要件期間」という。）が三年以上である者であつて、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（次号に規定する教育訓練を除く。以下「一般教育訓練」という。）を受け、修了した者　百分の二十

二　支給要件期間が十年以上である者であつて、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）を受け、修了した者（当該専門実践教育訓練を受けている者を含む。）（次号に掲げる者を除く。）　百分の四十

三　支給要件期間が十年以上である者であつて、専門実践教育訓練を受け、修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この節において「一般被保険者」という。）として雇用された者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して一年以内に雇用された者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長の定める者を含む。）に限る。以下同じ。）又は雇用されている者　百分の六十

第百一条の二の四を第百一条の二の六とし、第百一条の二の三を第百一条の二の五とし、第百一条の二の二の次に次の二条を加える。

（法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める場合）

第百一条の二の三　法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める場合は、第百一条の二の七第二号に規定する専門実践教育訓練を受けている場合であつて、当該専門実践教育訓練の受講状況が適切であると認められるときとする。